

維持業務委託の実施要領及び仕様書

道路・河川・海岸・港湾・砂防・都市公園

小規模修繕業務委託実施要領

1 委託期間

毎年4月から9月（上半期）と10月から3月（下半期）の各6ヶ月間で、年2回とする。

なお、試行的に、平成26年度上半期業務から、3月中旬から9月を上半期として設定することができる。

2 委託地域

建設事務所管内を、地域の状況などを勘案して区分し、その地域別に委託するものとする。

3 委託方法

各地域内の建設業者の入札による単価契約方式とする。

4 契約書等

契約書	「維持業務委託契約書（単価契約用）」
契約条項	「維持業務委託契約書の条項（単価契約の場合用）」
仕様書	「維持業務仕様書」
特記仕様書	「小規模修繕業務委託特記仕様書」
設計書	単価表・代価表等

5 実施方法

業務指示書と施工箇所図等により、設計書等に従い実施する。

6 確認及び検査

完了報告を受けた後、委託業務担当者（監督員）及びパトロール員が現地を確認し、検査員が検査をする。

7 支払い

1) 1契約（指示1件）当たり限度額 100万円未満

2) 総支払い限度額 1,000万円未満

ただし、下記の場合は上記総支払い限度額から除外する。

- ① 震災・風水害関連対策
- ② 緊急対応（事故等）

舗装小規模修繕業務委託実施要領

1 委託期間

毎年4月から9月（上半期）と10月から3月（下半期）の各6ヶ月間で、年2回とする。

2 委託地域

建設事務所管内を、地域の状況などを勘案して区分し、その地域別に委託するものとする。

3 委託方法

各地域内の建設業者の入札による単価契約方式とする。

4 契約書等

契約書	「維持業務委託契約書（単価契約用）」
契約条項	「維持業務委託契約書の条項（単価契約の場合用）」
仕様書	「維持業務仕様書」
特記仕様書	「舗装道路補修業務委託特記仕様書」
設計書	単価表・代価表等

5 実施方法

業務指示書と施工箇所図等により、設計書等に従い実施する。

6 確認及び検査

完了報告を受けた後、監督員が完了確認し、検査員が検査をする。

7 支払い（消費税及び地方消費税を含む）

- 1) 指示1件当たり限度額 200万円未満
- 2) 総支払い限度額 1,000万円未満

ただし、下記の場合は上記総支払い限度額から除外する。

- ① 震災・風水害関連対策
- ② 緊急対応（事故等）

附則

- 1) この要領は、令和6年4月1日以降に契約する舗装小規模修繕業務委託

から適用とする。

- 2) 既契約の舗装小規模修繕業務委託については、令和6年4月1日以降に指示するものから適用する。

道路等除草業務委託実施要領

1 実施回数

必要に応じて、年1～2回程度とする。

2 委託地域

建設事務所管内を、地域の状況などを勘案して区分し、その地域別に委託するものとする。

3 委託方法

各地域内の建設業者の入札による総価契約方式又は地域維持型建設共同企業体による単価契約方式とする。

4 契約書等

	総価契約	単価契約
契 約 書	維持業務委託契約書	維持業務委託契約書 (単価契約用)
契 約 条 項	維持業務委託契約書の条項 [金銭的保証用 (無保証用) (除草)]	維持業務委託契約書の条項 [単価契約用の場合用]
仕 様 書	維持業務仕様書	
特記仕様書	道路等除草業務特記仕様書	
設 計 書	単価表・代価表等	

5 実施方法

施行箇所図により、設計書等に従い実施する。

6 確認及び検査

① 確認

実施報告書に基づき監督員が現場の確認を行う。

② 検査

監督員の確認に基づき三重県建設工事検査規則の定めるところにより検査を行う。

雪氷対策業務委託実施要領

1 委託期間

毎年11月から3月までの間に、長期天気予報、気象状況を勘案のうえ必要な期間を決定する。

2 委託地域

建設事務所管内を、地域の状況などを勘案して区分し、その地域別に委託するものとする。

3 委託方法

各地域内の建設業者の入札による単価契約方式とする。

4 契約書等

契約書	「維持業務委託契約書（単価契約用）」
契約条項	「維持業務委託契約書の条項 [単価契約の場合用（雪氷）]」
仕様書	「維持業務仕様書」
特記仕様書	「雪氷対策業務特記仕様書」
設計書	単価表・代価表等

5 実施方法

業務指示書と施行箇所図により、設計書等に従い実施する。

6 確認及び検査

完了報告を受けたのち、委託業務担当（監督員）とパトロール員が現地もしくは提出書類を確認し、検査員が検査する。

7 支払い

- | | |
|--------------------|----|
| 1) 1契約（指示1件）当たり限度額 | なし |
| 2) 総支払い限度額 | なし |

路面清掃業務委託実施要領

1 委託期間

原則として、6月から3月までの間とする。

2 委託地域

隣接する2～3建設事務所管内を一契約とし、委託するものとする。

3 委託方法

県内の建設業者の入札による総価契約方式とする。

4 契約書等

契約書	「維持業務委託契約書」
契約条項	「維持業務委託契約書の条項」
仕様書	「維持業務仕様書」
設計書	単価表・代価表等

5 実施方法

路線調書と施行箇所図により、設計書等に従い実施する。

6 確認及び検査

完了報告を受けたのち、委託業務担当（監督員）とパトロール員が現地を確認し、中間検査は建設事務所長の命じたものが検査し、出来高検査及び完成検査は維持管理室長の命じたものが検査する。

地域維持型維持修繕業務委託の運用（案）について

令和7年9月30日

試行中の地域維持型維持修繕業務委託については、下記のとおり運用することとする。

記

1 指示限度金額について

・修繕業務について

地域維持型維持修繕業務委託において指示内容が、管理施設の修繕等に分類されるものについては、原則1指示150万円未満とする。

やむを得ず、指示額が150万円以上となる場合には、三重県公共工事共通仕様書に基づき、材料確認書、出来形管理、品質管理、写真管理等の施工管理資料を受注者に提出させることとする。

なお、150万円未満であっても、必要に応じて施工管理資料の提出を求めることができる。

・維持業務について

維持業務については、1指示400万円未満とする。

なお、除草、伐木、漂着物撤去については、1指示500万円未満とする。

2 施工体制台帳について

指示内容が建設工事に分類されるものにおいて、業務の一部を下請け負いさせる場合には、施工体制台帳を整備するとともに監督員に通知するよう指示することとする。

施工体制台帳の作成及び提出等の対応については「施工体制点検マニュアルの改正に伴う小規模業務委託等の対応について（通知）平成27年3月30日付事務連絡」によるものとする。

※ 上記の指示額については、消費税及び地方消費税を含むものとする。

維持業務仕様書

第1節 総則

第1条 適用

- 1 この仕様書は、県が発注する道路・河川・砂防・海岸・港湾・公園維持業務（以下「業務」という。）の施行に関し適用する。
- 2 この仕様書のほか、特記仕様書を定めた場合は、その特記仕様書を優先して適用することとする。

第2条 通報等

- 1 受注者は、常に監督員と連絡のとれる態勢を心掛けなければならない。
- 2 受注者は、第三者から通報・連絡等があった場合は、丁寧に対応し、その内容を速やかに監督員に報告しなければならない。

第3条 監督員の立会

- 1 受注者は、監督員が立会を指定した業務については、監督員の立会を得て実施することとする。
- 2 受注者は、業務実施にあたり、監督員の立会を必要と認めた場合は、監督員に立会を求めることができることとする。

第4条 跡片付け

- 1 受注者は、業務が完了した場合は、直ちに跡片付け及び清掃等を行わなければならない。
- 2 受注者は着手した日に業務が完了しない場合は、監督員に報告するとともに、他に危険が生じないよう必要な保安施設等を設置し、交通の安全や施設利用者の安全等を確保するため必要な措置を講じなければならない。

第5条 廃棄物、現場発生品の処理

- 1 受注者は、業務実施に伴って生ずる土砂、塵芥、アスファルト塊、汚泥、刈取った草木等の廃棄物をその責任において、関係法令を遵守し適切に処理することとする。処理方法等については、必要に応じて監督員と協議することとする。
なお、処理にあたっては、第三者に損害及び迷惑をかけないように十分注意しなければならない。
- 2 現場発生品は、監督員に連絡し、その指示により処理することとする。
- 3 廃棄物、現場発生品は、原則としてその日のうちに処理することとする。

第6条 地下埋設箇所の施工

受注者は掘削を伴う工事の施工にあたっては、着手前に埋設物管理者及び監督員と協議し、埋設物に損傷を与えないよう十分注意しなければならない。

第7条 事故防止対策

- 1 受注者は、業務中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、業務を実施すること。
- 2 受注者は、業務中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡すること。
- 3 受注者は架空線等上空施設の近接作業を行うにあたり、現地調査を十分実施し、現場条件や作業条件に応じた安全対策や保安対策を講じ、損傷事故等の防止を図らなければならない。
- 4 受注者は、南海トラフ地震防災対策推進地域における箇所の作業にあつては、南海トラフ地震臨時情報が気象庁から出された場合には、作業中断等の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全処置を講じなければならない。

また、南海トラフ地震防災対策推進地域以外における箇所の作業にあつても、南海トラフ地震臨時情報が気象庁から出された場合には、一般交通等第三者に対する安全及び作業現場内の安全を確保する等の保全処置を講じなければならない。

- (1) 受注者は、上記事実が発生し措置をとった場合には、その内容を直ちに監督員に連絡しなければならない。
- (2) 受注者は、上記の地震に限らず震度4以上の地震が発生した場合は、速やかに作業を中止するとともに現場内を点検し、その状況を監督員に連絡するものとする。
また、震度3以上の地震が発生した場合は、現場内を点検し作業に影響を与える現場内の変化や破損が見られる場合は、状況を監督員に連絡する。
- (3) 作業の再開時期については、安全を最優先に検討し、監督員と十分に協議したうえで決定すること。

第8条 安全管理

受注者は、労働安全衛生法など業務に関する最新の諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行うこと。

第9条 出来高の確認資料

受注者は、業務実施にあたっては、現場写真、作業日報、その他出来高の確認に必要な資料を作成し、監督員の指示に従い提出することとする。

第10条 施設台帳の作成

- 1 受注者は、施設の新設又は修繕を行った場合には、該当する施設台帳を作成（修繕の場合は更新）しなければならない。
- 2 施設台帳の作成又は更新にあたり、記入方法を監督員と協議するものとする。

第11条 交通規制

- 1 受注者は、業務実施にあたって交通規制を必要とする場合は、あらかじめ監督員に申し出てその指示に従わなければならない。
- 2 業務実施にあたって交通に危険を及ぼすおそれがある場合は、バリケード、保安ロープ、セフティコーン、赤色灯、標識等によるほか、必要に応じ交通誘導警備員を配置して交通の安全を確保しなければならない。
- 3 交通誘導警備員の配置については、下記のとおり取り扱うこととする。
 - (1) 交通誘導警備員のうち1人は有資格者（1級又は2級検定合格者）としなければならない。
 - (2) 三重県内の指定路線においては、交通誘導警備業務を行う場所（交通規制区間）毎に有資格者を1人以上配置しなければならない。なお、指定路線は、「三重県公共工事共通仕様書」を参照するものとする。
 - (3) 指定路線以外の路線において、有資格者が配置できない場合は、監督員の承諾を得て交通の誘導・整理の実務経験3年以上の者としてすることができる。
 - (4) 緊急に交通誘導を行う場合であって、第2項から第4項の交通誘導警備員の配置が困難である場合は、元請業者の従業員等による交通誘導警備を可能とする。
- 4 異常気象時に県管理道路において通行規制等の必要が生じた場合は、当業務委託において対応することがあるため、通行規制に必要なバリケード、保安灯等を用意しておくこと。
また、通行規制看板等の配備については、監督員との協議により実施するものとする。

第12条 不当介入を受けた場合の措置

暴力団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第14号）を受けた場合の措置については、下記のとおりとする。

- 1 受注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第12号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- 2 1により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。
- 3 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

第13条 施工体制台帳等の作成

- 1 受注者は、建設工事に分類される業務（構造物を設置する業務）について、下請負に付する場合には、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、その写しを提出すること。
- 2 業務実施時は、作業にあたる車両等に施工体制台帳及び施工体系図を備え付けることとし、その状況を示す写真を提出すること。

第14条 県産木材の利用

- 1 受注者は、監督員から県産木材の利用の指示があった工種については、県産木材を利用すること。
- 2 工事案内看板（標示板）及びバリケードについては、原則、県産木材を利用すること。ただし、県産木材が利用できない場合は、監督員と調整のうえ、従来品を利用することができる。
また、バリケードについて、単管バリケード等の規格の異なる木製以外のバリケードの混在は可とする。
- 3 防腐・防蟻処理の性能区分については、監督員の指示によるものとする。
なお、工事案内看板（標示板）、仮設防護柵工等の仮設材については、防腐・防蟻処理は不要とする。
- 4 木製ガードレールについては、以下のとおりとする。

○レール

木材を使用したレールについては、「防護柵設置基準」及び同関連通達「車両用防護柵性能確認試験方法について」に定められた試験方法により、土木研究センターにて検証し防護柵の性能を満たしたものの同等品とする。

○レール以外（支柱）

鋼製ガードレールと同様。

- 5 指示額が150万円以上の場合は、以下の資料を提出すること。
 - ・県産木材の使用が証明できる資料（県産材証明書、納品書等）
なお、工事案内看板（標示板）及びバリケードについては、「県産木材の使用が証明できる資料」の流用を可とする。
 - ・加圧注入による防腐・防蟻処理の性能区分を証明できる品質証明書等
 - ・前項の性能を満たしたものであることを証明できる品質証明書等

第15条 労働基準監督署への確認結果等の報告

- 1 発注者から緊急の指示があり、労働基準監督署へ労働基準法第33条又は第139条の適用の有無の確認（相談）等を行った場合は、維持業務完了届提出時に別紙「労働基準監督署への手続き等結果報告用紙」を添付し、結果を報告すること。
- 2 委託業務完了届提出後に確認（相談）等を行った場合は、工事打合せ簿に別紙「労働基準監督署への手続き等結果報告用紙」を添付し結果を報告すること。

第16条 業務指示について

1 災害や特別な事象等が発生した場合は、〇〇建設事務所の管外、同管内（全域）及び地域維持型建設共同企業体（乙型）の場合は地域維持型建設共同企業体協定書（乙型）に基づく業務分担の範囲外において、業務を指示することがある。

・〇〇に該当する建設事務所名を記載の上、このテキストも削除してください

(別紙)

労働基準監督署への手続き等結果報告用紙

指示番号: _____号

<p>① 労働基準監督署への確認(相談)の有無</p> <p><input type="checkbox"/> 第33条の適用</p> <p><input type="checkbox"/> 第139条の適用</p>	<p>→</p> <p>→</p>	<p>② 労働基準監督署への確認(相談)の結果</p> <p>第33条 <input type="checkbox"/> 対象 <input type="checkbox"/> 対象外</p> <p>第139条 <input type="checkbox"/> 対象 <input type="checkbox"/> 対象外</p>
<p>③ 第33条の届出(許可申請)手続きの有無</p> <p><input type="checkbox"/> 届出</p> <p><input type="checkbox"/> 許可申請</p>	<p>→</p>	<p>④ 許可申請の結果</p> <p>第33条 <input type="checkbox"/> 対象 <input type="checkbox"/> 対象外</p>

小規模修繕業務特記仕様書

第1節 総則

第1条 適用

この仕様書は、県が発注する小規模修繕業務（以下「業務」という。）の施行に関し適用する。

第2条 現場写真

現場写真は、施工の場所及び出来形が判別できるものとし、同一位置から作業の着手及び完了後撮影したものを業務完了届に添付して提出するものとする。

第3条 検収単位

検収単位は、別表単価表の検収単位とし、直近以下は四捨五入とする。ただし、業務指示書による1回当りの数量が検収単位に満たない場合は、検収単位に切り上げるものとする。

第4条 標示板

「三重県公共工事共通仕様書」「道路工事現場における標示施設等の設置基準」による。

(道路関係)

第2節 排水施設工

第5条 側溝工

- 1 接続部分の漏水及び排水勾配等に十分注意し、施工しなければならない。
- 2 道路側の埋戻しには、再生クラッシャーラン（RC-40）を使用し、タンパ（60～100kg）により十分締め固めたうえで、舗設しなければならない。

第6条 コンクリート溝蓋工

- 1 「土木構造物標準設計」によるPC1型、C3型、KIA型、JIS1種型、JIS3種型を標準とする。
なお、現場条件等によっては、同等品以上の製品を使用できるものとする。

第7条 縞鋼板溝蓋工

- 1 縞鋼板溝蓋を布設する場合は、適当な大きさに加工して布設しなければならない。
- 2 縞鋼板溝蓋をボルト固定する場合は、歩行者等の通行の妨げにならないよう加工しなければならない。

第8条 グレーチング溝蓋工

- 1 グレーチング溝蓋を布設する場合は、所定のアンカー・鎖等により固定しなければならない。
- 2 規格はT-25型及びT-14型を標準とするが、監督員の指示がある場合はその限りではない。

第9条 管渠工

管渠工を設置する場合は、道路土工カルバート工指針記載のものを標準とするが、監督員の指示がある場合は、その限りではない。

第10条 清掃工

- 1 土砂は底版が見える程度に除去し、速やかに処理しなければならない。
- 2 溝蓋の取り外し又は布設にあたっては、損傷を与えないよう十分注意し、がたつき、段差及びすき間のないようにしなければならない。

第3節 交通安全施設工

第11条 歩車道境界ブロック工、歩道部切り下げ工、防護柵工

施工にあたっては、舗装部に支障を及ぼさないよう十分注意しなければならない。

第12条 視線誘導標工

- 1 建込角度等安全かつ十分な誘導効果が得られるよう施工しなければならない。
- 2 支柱を打込む場合は、支柱の傾きに注意するとともに、頭部に損傷を与えないようにしなければならない。

第13条 道路反射鏡工

- 1 取付け角度等、安全かつ十分な視認効果が得られるよう施工しなければならない。
- 2 道路反射鏡背面にミラー製造業者、設置年月日及び管理者名を記入しなければならない。

第14条 道路標識補修工

- 1 標識板の向き、角度、標識板と支柱の通り、傾斜、支柱上端のキャップの有無に注意して施工しなければならない。

第4節 その他施設工

第15条 標識清掃工

- 1 標識及び支柱に付着しているほこりを布などで清掃しなければならない。

第16条 樹木散水工

- 1 必要に応じて行うものとし、原則として気温、地温が高くない時間帯に施工するものとする。

第17条 路面清掃工

- 1 収集した塵埃は、柵及び側溝等に掃き込まないように注意しなければならない。

第18条 土工

- 1 埋戻しにあたり、埋戻し箇所の残材、廃物、木くず等を撤去し、タンパ（60～100kg）により、一層の仕上り厚30cm以下を基本として十分締固めながら埋戻さなければならない。

第19条 芝付け

- 1 筋芝、張芝、人工張芝の法肩に耳芝を施工しなければならない。

第20条 取壊し工

- 1 構造物の取壊しは他の部分を損傷させないように十分注意しなければならない。
- 2 アスファルト舗装は、アスファルトカッターで切断後、取り壊すものとする。

第21条 構造物基礎工

- 1 砕石基礎工の材料は、再生クラッシャーラン（RC-40）又は栗石を標準とする。材料の選択は監督員の承認を得なければならない。
- 2 均しコンクリート基礎工に使用するコンクリートについては、共通仕様書第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの配合によるものとする。

第22条 コンクリート工及び型枠工

- 1 構造物の打継ぎ面は、十分清浄し打設しなければならない。
- 2 使用するコンクリートについては、共通仕様書第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの配合によるものとする。

第23条 道路除草工

- 1 除草は刈り残しの無いように行うものとし、交通等に支障のないように処理しなければならない。

また、除草に伴い発生した空き缶等のゴミについては、受注者の責任において回収し、分別処分するものとする。なお、処分方法等については、必要に応じて監督員と協議す

るものとする。

第24条 土のう積

- 1 土のう積は、現地の状況等により側面並べ、小口並べを使い分ける。

第25条 現場打合せ確認協議 交通誘導警備員

- 1 工事打合簿等は、監督員に提出する。
- 2 交通誘導警備員のうち1人は有資格者（1級又は2級検定合格者）としなければならない。
- 3 三重県内の指定路線においては、交通誘導警備業務を行う場所（交通規制区間）毎に有資格者を1人以上配置しなければならない。
なお、指定路線は、「三重県公共工事共通仕様書」を参照するものとする。
- 4 指定路線以外の路線において、有資格者が配置できない場合は、監督員の承諾を得て交通の誘導・整理の実務経験3年以上の者とすることができる。
- 5 緊急に交通誘導を行う場合であって、第2項から第4項の交通誘導警備員の配置が困難である場合は、元請業者の従業員等による交通誘導警備を可能とする。

第26条 雑工

- 1 緊急時作業を除き、雑工による作業前には、作業人数、作業条件等について、監督員と協議のうえ、作業を行うものとする。
- 2 土日祝祭日、夜間における緊急的な安全対策の実施等は、発注者の指示により対応するものとする。
- 3 業務終了後は速やかに、監督員に作業日報を提出するものとする。

(河川関係)

第5節 河川管理施設

第27条 河川除草工

- 1 除草は、刈り残しの無いように行うものとし、刈り取った草の処理は河川管理施設の支障とならないよう十分注意をして行わなければならない。また、除草に伴い発生した空き缶等のゴミについては、受注者の責任において回収し、分別処分するものとする。
なお、処分方法等については、必要に応じて監督員と協議するものとする。

第28条 天端補修工

- 1 堤防天端の窪地については、堤防に適した良質土にて補充を行い敷均し、転圧を行わなければならない。
- 2 堤防天端が、コンクリートとなっている場合の補修については、堤体に空洞がないか

確認し、空洞があれば堤防に適した良質土にて補充を行い敷均し転圧を行った後、張コンクリート厚 20 cm以上で在来のコンクリート厚に合わせて補修を行わなければならない。

3 堤防天端及び空洞化部分の補修に使用する補足土については、監督員と協議すること。

第 29 条 土砂取り除き

1 堆積土砂の排除については、河川管理施設等の支障とならないよう十分注意をして行わなければならない。

第 30 条 構造物補修工

1 目地の充填を行う場合は、石、ゴミ等を除き、充填材の使用条件を満たしたうえで、作業を行わなければならない。

(港湾海岸関係)

第 6 節 海岸及び港湾施設

第 31 条 車止め工

1 港湾施設の車止めの修繕については、監督員と協議のうえ、作業を実施するものとする。仕様については、国土交通省港湾局編集の「港湾工事共通仕様書」を参照して実施するものとする。

第 32 条 樋門・陸閘工

- 1 はけ塗を原則とする。
- 2 素地調整終了から中塗り完了まで迅速に塗装しなければならない、天候、その他の理由によりやむを得ず下塗りが遅れ、そのため錆が生じた時は、再び、素地調整を行い塗装しなければならない。
- 3 塗装完了後、没水までの養生期間については十分考慮すること。
- 4 設備を点検する場合には、目視及び点検器具により点検し、簡易な給油脂を行った後、総合操作の機能確認及び調整を行うものとする。

第 33 条 構造物補修工

- 1 目地の充填を行う場合は、古い目地材、石、ゴミ等を取り除き施工しなければならない。
- 2 充填材料の使用にあたっては、監督員と協議すること。
- 3 目地及びクラック部が湿っている場合は、充填作業を行ってはならない。

第34条 舗装工

- 1 三重県公共工事共通仕様書「第10編道路編第2章」による。
- 2 成形目地テープを使用する場合は、既設舗装側面を刷毛等で清掃し、接着剤を塗布後テープを貼付圧着させるものとする。

(砂防関係)

第35条 土砂取り除き

- 1 堆積土砂の排除については、砂防管理施設等の支障とならないように十分注意をして行わなければならない。
- 2 急傾斜地等の崩落土取り除きは、作業中の安全に十分注意をして行わなければならない。また、土砂撤去後の安全対策が必要な場合は、監督員と協議すること。

第36条 除草工

- 1 除草は、刈り残しのないよう、また刈り取った草の処理についても、砂防管理施設の支障とならないよう十分注意をして行わなければならない。また、除草に伴い発生した空き缶等のゴミについては、受注者の責任において回収し、分別処分するものとする。
なお、処分方法等については、必要に応じて監督員と協議するものとする。

第37条 構造物補修工

- 1 護岸等コンクリート構造物の補修については、構造物裏の空洞化の確認を行い、空洞化している場合には監督員と協議を行ったうえで、良質土にて補充転圧を行った後、従来のコンクリート厚等に合わせて補修を行わなければならない。

(その他)

第38条 その他

- 1 本契約に類似、または相当の工種については、適正な精算または適正な見積等により金額を決定し、指示するものとする。

舗装修繕道路補修業務特記仕様書

第1節 総則

第1条 適用

この仕様書は県が発注する舗装修繕道路補修業務（以下「業務」という。）の施行に関し適用する。

第2条 現場写真

現場写真は、作業の場所及び規模が判断できるようなものとし、同一位置から作業の着手前及び完了後撮影したものを業務完了届に添付して提出するものとする。

第3条 アスファルト合材の品質

業務に使用する再生加熱アスファルト合材の品質は次のとおりとする。

区分	針入度	標準再生, アスファルト量	交通量 区分	混合物の 最大粒径
再生密粒度 As	40～60	5%～7%	N1～N5	13 mm
再生密粒度 As	40～60	5%～7%	N6、N7	20 mm
再生粗粒度 As	40～60	4.5%～6%		20 mm
再生細粒度 As	40～60	6%～8%		13 mm

アスファルト混合物の締固め後密度（単位：kg/m³）

混合物	車道・路肩		耐水処理		歩道	
	一般	その他	一般	その他	一般	その他
粗粒度アスコン	2.350	2.300	2.200	2.150	2.200	2.150
密粒度アスコン	2.350	2.300	2.200	2.150	2.200	2.150
細粒度アスコン	2.300	2.250	2.150	2.100	2.150	2.100

「その他」は尾鷲・熊野管内に適用するものとする。

第4条 検収数量

検収数量は単価表のとおりとし、直近以下は四捨五入とする。ただし、業務指示書による1回当りの数量が検収単位に満たないときは検収単位に切り上げるものとする。重量にて検収する場合は事前に監督員と協議を行うこと。

第5条 標示板

三重県公共工事共通仕様書内「道路工事現場における標示施設等の設置基準」による。

第2節 コンクリート舗装補修

第6条 目地等填充工

目地填充工及び亀裂填充工

- 1 目地及び亀裂の填充を行うときは、古い目地材、石、ごみ等を除去し、清掃後プライマーを塗布するものとする。
- 2 目地材は加熱して填充し、填充後石粉を散布しなければならない。
- 3 目地板の上に注入目地材を設置してあるものはその部分を除去するものとし目地板のみで設置してあるものは3cm程度削り取らなければならない。
- 4 填充できる亀裂はすべて填充し、填充できない亀裂については監督員と協議するものとする。

第3節 アスファルト舗装補修

第7条 局部の打換

舗装工

- 1 打換部分の形状は、二辺が原則として道路中心線に平行となる長方形とし、一辺の長さは1.5m以上とする。ただし、打換部分と舗装端との間が0.5m以下の場合は舗装端まで打換えなければならない。
- 2 打換部はアスファルトカッターで切断した後、取壊しするものとする。
打換にあたっては隣接する舗装版、路盤に悪影響のないよう注意して作業しなければならない。
- 3 一層の仕上げ厚は原則として7cmを越えてはならない。
- 4 表層厚が5cmを越えるときは基層厚として加熱アスファルト合材（粗粒度）を舗設するものとする。ただし、前項の範囲内のときはこの限りではない。
- 5 転圧は振動ローラーにより規定の締固度まで転圧するものとする。
なお、隅角部及び縁部は、特に入念に転圧しなければならない。

路盤工

- 1 路盤を入れ換えるときは、隣接する路盤をゆるめないよう注意しなければならない。
- 2 路盤材は所定の厚さに敷きなおし振動ローラーにより規定の締固度まで転圧し、平坦に仕上げるものとする。
- 3 仕上げ厚は10cm、15cm、20cmの3区分とし、現場の状況により監督員と協議するものとする。
- 4 路盤材は粒度調整碎石（M-30）又は再生クラッシャーラン（RC-40）

(三重県認定リサイクル製品含む。)で、品質は「三重県公共工事共通仕様書」の定めるところによるものとする。

- 5 軟弱地盤箇所においてセメント混合による安定処理工を行う場合は、六価クロム溶出試験を実施するものとする。その場合は、三重県公共工事共通仕様書内の「セメント及びセメント系固化剤を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領(案)」に基づくものとする。

第8条 表面の処理

- 1 段差が3cm以下のときは、短時間硬化の常温スラリー状混合物で段差修正を行うものとする。
- 2 段差が3cm以上のときは、再生細粒度アスファルト混合物(13)で段差修正するものとする。
- 3 表面処理は次の2つに区分する。
表面処理工(A)は厚さ3cm以下の箇所に適用する。
" (B)は厚さ4~5cm "
- 4 路面の沈下等処理するときは既設路面を清掃したうえ、タックコートを入念に散布し、既設舗装面と平坦性を保つよう加熱アスファルト合材(密粒度)を敷きならすものとする。
- 5 表層厚が5cmを越えるときは基層工として加熱アスファルト合材(粗粒度)を舗設するものとする。ただし、基層工の舗設が困難と認めたときは監督員と協議するものとする。
- 6 施工幅が1.0m以上のときは振動ローラーにより、1.0m未満のときはタンパにより十分転圧して仕上げるものとする。

第9条 ポットホールの処理

- 1 欠損部補修工(ポットホール)の処理は加熱合材を原則とし、穴埋め後タンパ仕上げを行うものとする。
- 2 ポットホールは、遊離したもの等を除去し原則として正方形又は長方形かつ垂直にツルハシ等で整形変形しなければならない。
- 3 整形後、タックコートを散布し、加熱アスファルト合材(密粒度)で穴埋め後、既設舗装面と平坦性を保つようタンパ仕上げを行うものとする。

第10条 既設舗装面との処理

- 1 成形目地テープを使用する場合は、既設舗装側面を刷毛等で清掃し、接着剤を塗布後テープを貼付圧着させる。
- 2 表面処理工に伴う既設舗装面との擦り付けについては、段差にならないよう十分注意して擦り付けを行う。

第4節 その他

第11条 歩道用コンクリートブロック補修工

- 1 コンクリートブロックの凹凸、がたつき等の補修は既設ブロックを取外し、路盤が平坦となるよう砂を敷きならした後、ブロックを布設するものとする。
- 2 布設後は路面を清掃しなければならない。

第12条 取壊し工

- 1 構造物の取壊しは他の部分を損傷させないように十分に注意しなければならない。
- 2 アスファルト舗装は、アスファルトカッターで切断後、取壊すものとする。

第13条 コンクリート工及び型枠工

- 1 構造物の打継ぎ面は、十分清掃し打設しなければならない。

第14条 現場打合せ確認協議 交通誘導警備員

- 1 工事打合簿等は、監督員に提出する。
- 2 交通誘導警備員のうち1人は有資格者（1級又は2級検定合格者）としなければならない。
- 3 三重県内の指定路線においては、交通誘導警備業務を行う場所（交通規制区間）毎に有資格者を1人以上配置しなければならない。
なお、指定路線は、「三重県公共工事共通仕様書」を参照する。
- 4 指定路線以外の路線において、有資格者が配置できない場合は、監督員の承諾を得て交通の誘導・整理の実務経験3年以上の者とすることができる。
- 5 緊急に交通誘導を行う場合であって、第2項から第4項の交通誘導警備員の配置が困難である場合は、元請業者の従業員等による交通誘導警備を可能とする。

第15条 雑工

- 1 緊急時作業を除き、雑工による作業前には、作業人数、作業条件等について、監督員と協議のうえ、作業を行う。
- 2 土日祝祭日、夜間における緊急的な安全対策の実施等は、発注者の指示により対応するものとする。
- 3 異常気象時に県管理道路において通行規制等の必要が生じた時は、当業務委託において対応することがあるため、通行規制に必要なバリケード、保安灯等を用意しておく。

また、通行規制看板等の配備については、監督員との協議により実施するものとする。

4 業務終了後は速やかに、監督員に作業日報を提出すること。

第16条 その他

1 本契約に類似または相当の工種については、三重県積算基準等を基にした適正な積算精算または適正な見積等により金額を決定し指示するものとする。

道路除草業務特記仕様書

第1節 総則

第1条 適用

この仕様書は県が発注する道路除草業務（以下「業務」という。）の施行に関し適用する。

第2条 通報等

作業中に法面の陥没、亀裂等の異常箇所を発見した場合は、すみやかにその状況を監督員に報告するものとする。

第3条 廃棄物の処理

作業に伴い発生する空き缶、刈り取った草木等の廃棄物は、受注者の責任において処理するものとし、処理にあたっては、第三者への損害および公衆に迷惑をかけないようにしなければならない。なお、刈草等は一般廃棄物となるため、適正に処理すること。

第4条 出来高の確認資料

1. 現場写真は、作業の場所および規模が判別できるものとし、同一位置からの業務の着手前、作業中および完了後撮影したものを業務完了報告書に添付して提出するものとする。
2. その他出来高の確認に必要な資料はその都度正確に記入、整備し、業務完了報告書に添付して提出するものとする。

第2節 除草

第5条 作業計画

1. 作業着手前に設計図等をもとに監督員と協議を行い、承諾を受けた後、作業を開始すること。
2. 除草作業は、原則としてその日の作業区間について、後片付けおよび清掃まで完了させる方法で作業するものとする。
3. 除草作業中は、バリケード、セフティコーン、標識等を用い、交通誘導警備員を配置して交通の安全を図らなければならない。
4. 作業日報等について監督員の請求があった場合は直ちに提出するとともに、検査時に提示しなければならない。

第6条 除 草

1. 除草の種別は機械除草（ハンドガイドまたは肩掛け式）および人力除草とする。
2. 道路除草の刈幅は、原則として路肩より法面に沿い、盛土部で1.0m、切土部で1.5mとする。
3. 切土部においては、除草した箇所上部の草がかぶらないように処理しなければならない。
4. 除草は刈り残しのないよう行うものとし、刈り取った草は、片付けむらがないよう、速やかに処理しなければならない。
5. 除草に先立ち立竹木の伐採を行うとともに、作業に伴い発生した空き缶等のゴミについては、受注者が責任の責任において回収し、分別処分するものとする。
6. 舗装と構造物の間隙より生えてきている雑草についても処理するものとする。

第7条 機械除草（肩掛け式）

地上5cm以下に刈り取るものとする。

第8条 人力除草

地上5cm以下に刈り取るものとし、構造物等障害物が頻繁にあり、肩掛け式を使用できない場合とする。

第9条 施工管理

規格値については以下のとおりとする。

測定項目	規格値	測定基準
延長	設計値以上	延長2km毎(左右合計)に1箇所、延長2km以下のものは起終点・中間点の3箇所
幅	設計値以上	
刈高	5cm以下	

第10条 特定外来種の対策

特定外来種の落下や種子の散布等の逸脱防止措置を図るため、ダンプトラック等の荷台に刈り草を積み込み運搬する場合は、シートによる被覆等の対策を講じるものとする。

雪氷対策業務特記仕様書

第1節 総則

第1条 適用

この仕様書は、県が発注する雪氷対策業務（以下「業務」という。）の施行に関し適用する。

第2条 現場写真

現場写真は、作業の状況が判断できるものとし、完了届に添付して提出するものとする。

第3条 検収単位

検収単位は、単価表の検収単位とし、直近以下は四捨五入とする。業務指示書による1回当たりの数量が検収単位に満たないときは、検収単位に切り上げるものとする。

第4条 標示板

「三重県公共工事共通仕様書」の「道路工事現場における標示施設等の設置基準」による。

第2節 準備

第5条 体制の整備

受注者は、天気予報、気象状況を十分把握し、出動が必要と予想される場合は早朝、夜間にかかわらず、直ちに出動できる体制をとらなければならない。

第3節 薬剤

第6条 薬剤の支給

- 1 薬剤は、あらかじめ必要見込量を受理するか、必要時に受理するかについて、発注者と受注者で打合せをしなければならない。
- 2 発注者は、支給した薬剤量を材料受払調書へ記載しなければならない。

第4節 準備体制

第7条 道路巡視

受注者は、巡視を行い、速やかに予備散布、除雪等の作業指示を受けるため状況報告をしなければならない。

第5節 除雪及び凍結防止作業

第8条 人力除雪及び機械除雪

- 1 受注者は、前条の報告により薬剤散布する場合、夜間、早朝及び気象等の悪条件での作業になるため交通安全と撒きすぎ（特に連続散布時）に注意しなければならない。
- 2 受注者は、作業に用いた薬剤量、作業時間を速やかに報告しなければならない。

- 3 1ヶ月以上除雪体制に組み込む除雪機械、凍結防止剤散布車等のリース機械について、発注者が認めた場合、リース費用を計上する。ただし、他工事と併用する除雪機械、凍結防止剤散布車等は対象としない。

第6節 作業人員

第9条 作業人員

- 1 各作業における標準作業人員は別表のとおりとする。

別表 雪氷対策作業標準作業人員

	作業人員（人）
凍結防止剤 配備及び撤収	3
道路巡視	2
準備・後片付け	2
（人力） 凍結防止剤散布	4
（機械） 凍結防止剤散布	3
機械除雪	2

第7節 現場打合せ確認協議 交通誘導警備員

第10条 現場打合せ確認協議 交通誘導警備員

- 1 工事打合簿等は、監督員に提出する。
- 2 交通誘導警備員のうち1人は有資格者（1級又は2級検定合格者）としなければならない。
- 3 三重県内の指定路線においては、交通誘導警備業務を行う場所（交通規制区間）毎に有資格者を1人以上配置しなければならない。

なお、指定路線は、「三重県公共工事共通仕様書」を参照するものとする。

- 4 指定路線以外の路線において、有資格者が配置できない場合は、監督員の承諾を得て交通の誘導・整理の実務経験3年以上の者とすることができる。
- 5 緊急に交通誘導を行う場合であって、第2項から第4項の交通誘導警備員の配置が困難である場合は、元請業者の従業員等による交通誘導警備を可能とする。

第8節 待機料

第11条 待機料の適用

1 各建設事務所が定める雪氷待機基準に基づいて、下記の場合に待機料を計上する。

- (1) 平日の17時から8時までの間に注意報等が発表された場合
- (2) 平日の17時に注意報等が発表されている場合
- (3) 休日に注意報等が発表された場合
- (4) 発注者から待機の指示があった場合

ただし、対象期間は契約日から〇月〇〇日〇時までとする。

2 注意報等が継続している場合、発表された日の翌日以降、24時00分を過ぎる毎に待機料を1回追加計上する。

第12条 額の精算

1 待機料は1回につき4,400円（税抜き）とし、最終額決定を「雪氷業務委託における待機料の額について」において、発注者より受注者へ通知することとする。

2 受注者は、上記決定額について完了実績報告書に記載すること。